

公安委員会会議録

開催日時	自 午後 1時00分 令和7年7月9日（水） 至 午後 3時27分	
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室	
出席者	公安委員	今村委員長 野村委員 弘永委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 コンビニサポートポリス制度の運用開始

生活安全部長から、

昨年、県内のコンビニエンスストアでは、233件の犯罪被害があり、その多くを万引き被害が占めているところ、様々な犯罪被害が発生している。さらにうそ電話詐欺に関して、電子マネーの購入による被害が21件あり、その逆に声掛けによる未然防止が56件あった。加えて、周辺の治安に関して、少年の蛸集なども懸念されているところである。

そこで、コンビニエンスストアと警察がタッグを組み、地域の安全・安心に取り組んでいこうとするものであり、令和6年12月11日から3警察署においてコンビニサポートポリス制度の試行運用を行い、本年7月1日から駅構内や病院内の店舗など一部の店舗を除く540店舗のコンビニエンスストアを対象に、407人の警察官を指定し運用開始したものである。

(1) 目的

県内のコンビニエンスストアにおいて、店舗ごとに担当警察官を指定し、指定された警察官が、定期的にコンビニエンスストアへの立寄りを行うことで、相互間の連携を強化し、より効果的な各種犯罪防止対策の推進と店舗における諸問題の解決を図り、地域の安全・安心を実現しようとするものである。

(2) 概要

担当警察官が警ら等の通常業務を通じて立寄り、店舗責任者や従業員と顔の見える良好な関係を構築しながら、タイムリーな防犯情報の提供や、うそ電話詐欺被害防止に向けた声かけなどの協力依頼、万引き等被害防止のための防犯診断、各種相談対応等を実施している。

(3) 運用内容

- 原則、店舗ごとに警察官1名を指定しているが、一部では1名が複数店舗を指定されている場合もある。
- 店舗掲示用パネルは担当警察官の氏名が明示できるように作成し、事務室やバックヤード等の店舗関係者の目につく場所に掲示する。
- 警戒表示板をレジカウンター周辺等の来店客の目につく場所に設置し、防犯

効果を高めることとしている。

- コンビニエンスストアへの立寄り担当警察官の当番日又は日勤日とし、可能な限り立寄りを実施する。

(4) その他

昨年の試行運用期間中には、対象店舗において詐欺の未然防止事案が3件あった。

また、試行期間中における店舗側からの感想として、「店内のトラブルの抑止となっていると感じる。」、「通報した際に担当の警察官であれば安心感が高い。」、「警察官の巡回で安心感が高まった」、「警察官に相談がしやすくなった。」、「この取組を継続してほしい。」等、肯定的意見が9割以上であった。残り1割の意見は、「夜間も立ち寄ってもらいたい。」、「日中の立ち寄り時間を増やしてもらいたい。」などであった。

今後は、実効性のある取組を目指すとともに、人事異動等により担当警察官が異動となる際には、確実な引継ぎを行い、コンビニエンスストアとの連携が途絶えることがないようにしていきたい。

旨の説明があった。

野村委員から、「コンビニエンスストアは様々な方が立ち寄るところであり、犯罪に巻き込まれたりする場合もある。コンビニサポートポリス制度により警察官が店舗側と顔がわかる関係を構築していくことは、店舗側も安心感が高まり良い取組だと思う。立ち寄りは昼間が多いのか。」旨の発言があり、生活安全部長から、「担当警察官の勤務時間中において、タイミングが良いときに実施するので、夜間に立ち寄る場合もある。」旨の説明があった。

弘永委員から、「駅構内や病院内の店舗など一部の店舗を除いているものの、山口県内において9割以上のコンビニエンスストアをカバーできており、店舗側及び周辺住民の安心感が増すのではないかと。立ち寄り時間に関して、夜間は必要性が高い気がする。」旨の発言があった。

今村委員長から、「警察官が指定されたコンビニエンスストアにおいて、店舗責任者や従業員と顔見知りとなり、安心感を持たせることが主目的だと思うが、コンビニエンスストアへ赴く頻度は数日に1日程度か。さらに、コンビニに赴いた際に防犯上の気づきなどがあった場合、担当者以外とも情報共有ができるようによろしくお願いします。病院の場合でも、患者の担当看護師が不在の際、申し送りを確実に行う必要があることから、情報共有は大切である。そして、コンビニサポートポリス制度を逆手に取られる等、なりすましの犯罪にも注意してほしい。」旨の発言があり、生活安全部長から、「立ち寄りの頻度について、三交替制勤務の警察官であれば、3日に1度の勤務日に担当するコンビニエンスストアに赴くことになり、頻度としては多いと考えている。警察官が指定されたコンビニエンスストアに赴いた際、防犯上の気づき等があれば、書面で担当以外の警察官と情報共有を行うようにしている。」旨の説明があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 意見の聴取・聴聞の結果報告

運転管理官から、本日の出席者4名の処分理由に係る事案概要、意見の聴取における供述内容について説明を受けて審議のうえ量定どおり処分を決定し、そのほか意

見の聴取等欠席者 13名の処分を決定し、3名を再呼び出しとした。

(2) 審査請求に係る弁明書の作成

運転管理官から、審査請求人に対する弁明書の送付及び反論書の提出要求について説明を受け、6月18日に受理の報告を受けた審査請求について、弁明書を決定し、決裁した。

(3) 次回開催する意見の聴取・聴聞の主宰者指名

運転管理官から、7月23日に開催する意見の聴取・聴聞における主宰者の指名について説明を受け、決裁した。

(4) 警察署協議会会長会議の開催

公安委員会事務官から、警察署協議会会長会議の開催計画について説明を受け、決裁した。

(5) 苦情の申出の受理

公安委員会事務官から、公安委員会宛てになされた苦情の申出について要旨の説明を受け、決裁した。

(6) 公安委員会宛て文書への対応方針

公安委員会事務官から、公安委員会宛てになされた文書について対応方針の説明を受け、決裁した。

(7) 苦情の申出に対する調査結果及び回答

公安委員会事務官から、5月14日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、交通指導課長から、6月11日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、それぞれ調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。

(8) 審査請求の審理

5月7日に受理の報告を受けた審査請求について、公安委員会事務官から審理経過の説明を受け、1月22日に受理の報告を受けた審査請求について、交通企画課長から審理経過の説明を受け、令和5年5月10日に受理の報告を受けた審査請求について、捜査第二課次長から審理経過の説明を受け、令和5年3月15日に受理の報告を受けた審査請求について、警備課長から審理経過の説明を受け、令和5年2月22日に受理の報告を受けた2件の審査請求について、監察官室長から審理経過の説明を受け、それぞれ裁決書を決裁した。

(9) 七代目合田一家に対する暴対法に基づく指定の決定

組織犯罪対策課長から、七代目合田一家に対する第12回指定について説明を受け、決裁した。

(10) 山口県公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する内規の制定

公安課長から、山口県公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する内規を制定する旨の説明を受け、決裁した。

(11) 山口県公安委員会における特定秘密の保護に関する内規の一部改正

公安課長から、山口県公安委員会における特定秘密の保護に関する内規の一部改正についての説明を受け、決裁した。

(12) 警察職員の派遣に係る援助要求

警備課長から、広島県公安委員会からの令和7年度全国高等学校総合体育大会等に伴う警備諸対策に係る援助要求に関し、派遣期間等の説明を受け、決裁した。

2 報告概要

(1) 周南運転免許センターの運用変更

運転免許課長から、周南運転免許センターの運用変更について、報告を受けた。

(2) 令和7年6月県議会定例会の開催状況

総務課長から、令和7年6月山口県議会定例会における警察関係の議案や質問・答弁の状況について、報告を受けた。

(3) 山口県殉職警察職員慰霊祭の実施方法

企画室長から、10月8日に執行を予定している第108回山口県殉職警察職員慰霊祭の概要について、説明を受けた。

(4) 監察関係業務報告

監察官から、6月中の非違事案について、報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。